



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第28回 憲法環境の変化と憲法改正の動向 — 自由民主党憲法改正草案の検討に向けて —

憲法問題対策センター副委員長 菅 芳郎 (45 期)

各党の憲法改正案出揃う

近時、尖閣諸島などの領土問題をめぐる議論や、衆議院選挙に向けた各党のアピールの中で、憲法改正について積極的に触れられる機会が増えた。

現行憲法の改正を求める議員は、それを党是とする自由民主党（正確には「自主憲法の制定」）だけでなく、民主党にも少なくない。

そのような中で、2012年の憲法記念日に合わせて発表された自由民主党の改正草案は、同党の従来の改正草案の方向性をさらに進めたものとなっている。もちろん民主党をはじめとして、みんなの党、たちあがれ日本（同党の自主憲法大綱には「十七条憲法」や「五箇条の御誓文」の精神を尊重することなどがうたわれている）なども、改正案ないし改正要綱等を発表しているが、総じて個人主義・平和主義を後退させた、復古調で情緒的な傾向が見受けられる。

これらの改正要綱や草案の中で、特に自由民主党憲法改正草案は、条文化が完成しており、内容においても政治的な影響力が強いと考えられることから（なお、自由民主党の新しい執行部体制は、極めて改憲に意欲的である）、当センターでは、この時期にこのような草案が作成された背景や意図を分析するとともに、その内容を批判的に検討する作業に入っている。

急変する憲法環境とその慎重な検討

まず、背景や意図の分析においては、憲法を取り巻く環境の変化を認識する必要があると思われる。具体的には、前記のような我が国の領土問題の顕在化、領土問題を含めた周辺諸国との関係の変化、日米同盟関係の実質的な変化が挙げられる。これらを踏まえた「動的防衛」を基調とする新防衛大綱の閣議決定、武器輸出三原則の見直し、集団的自衛権の検討や秘密保全法、コンピュータ監視法案等々もこれと軌を

一にしていると考えられる。また、日本企業の国際競争力の低下、リーマンショック以降低迷する我が国の経済、TPP問題などの経済状況が、アメリカに依存する形での憲法改正へ向けた動きの背景事情になっているという見方もある。

しかしながら、以上のような各事情が、憲法改正の動きに影響を与える合理的な事情と言えるか等についても、十分な検討が必要である。

また、自由民主党においては、政権党時代の新自由主義を背景とした一連の政策について批判的検討が行われていないが、このことは、改正草案がどのような精神に基づくものかについて慎重に見極める必要があることを示唆するように思われる。

改憲への動きと法曹の責務

ところで、すでに国会では、衆参両院の憲法審査会が、現行憲法を各章ごとに論点整理し、改憲の必要性などを含めて検討する会合が十数回にわたり開催されている。とりわけ、参議院の憲法審査会における「東日本大震災と憲法」のテーマの会合では、「大震災と統治機構」、「大震災と国家緊急権」などについて議論されており、その議論はいわば「惨事便乗改憲論」であるとの指摘もある。一応、建前上は改正を前提とした検討ではないとされてはいるが、実際には、すでに改正作業が始動したものとみるべきかもしれない。

もちろん、憲法について研究・検討することは有意義であり、我々国民が憲法を実際に活かしてゆくためにも必要なことである。しかしながら、現行憲法の優れた理念をわざわざ劣化させかねない各党の改正案の内容を見る限り、審査会の活動を注視し、立憲主義のなんたるかを踏まえた批判的検討を行うことは全ての法律家にとって喫緊の課題であろう。